



India

インド

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害の定義	7
4. 侵害に対する救済手段.....	13
5. 侵害の発見から解決までのフロー	23
6. 留意事項	32
7. その他の関連団体.....	34

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法(2005年改正法)

The Patents Act 1970 as amended 1999, 2002 and April 4, 2005

第 48 条 特許権者の権利

第 108 条 侵害訴訟に対する救済

1. 2 意匠法(2000年法)

The Designs Act, 2000 as of May 25, 2000; formerly The Designs Act 1911

第 22 条 登録意匠の盗用行為

1. 3 商標法(2010年法)

The Trademarks Act, 1999 as amended September 21, 2010 and effective from July 8, 2013, formerly The Trade and Merchandise Act 1958

第 27 条 非登録商標侵害による権利行使不能

- 第 29 条 登録商標の侵害
- 第 67 条 団体商標の登録者による侵害訴訟
- 第 75 条 証明商標の侵害

1. 4 商品の地理的表示(登録及び保護)法(1999 年法)

The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999
as of December 30, 1999

- 第 22 条 登録された地理的表示の侵害

1. 5 会社法

The Companies Act, 2013, as of August 29, 2013

- 第 4 条(2) 好ましくない会社名の不認可
- 第 16 条(1) 会社名の修正

1. 6 刑法

The Penal Code, 1860 as of October 6, 1860; as amended up to April 3, 2013

- 第 18 章 文書及び財物表示の犯罪
- 第 478～487 条 不正虚偽標章の使用

1. 7 税関法

The Customs Act, 1962 as of December 13, 1962

- 第 11 条 商品の輸出入を禁止する権限

1. 7. 1 知的財産権(輸入商品)権利行使規則

The Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007

1. 8 その他の知的財産権の法令

1. 著作権法 The Copyright Act, 1957
2. 半導体集積回路配置法
The Semiconductor Integrated Circuit Layout-Design Act, 2000
3. 植物品種の保護及び農家の権利法
The Protection of Plant Varieties and Farmer's Rights Act, 2001

1. 9 その他の関係法令

1. 情報技術法 Information Technology Act, 2000
2. 医薬・化粧品法 Drugs and Cosmetics Act, 1940
3. 食品安全標準化法 Food Safety and Standards Act 2006

2. 侵害対策関係機関

2. 1 特許意匠商標庁

The Controller General of Patents, Designs and Trademarks (CGPDTM)

Department of Industrial Policy and Promotion

Ministry of Commerce and Industry

特許、意匠、商標及び地理的表示に関する登録、教育、情報提供、立法などを主要業務とする。特許の本部はコルカタ、意匠はコルカタの特許局内に所在し、商標の本部はムンバイ、地理的表示の本部はチェンナイにある。

WEB: <http://www.ipindia.nic.in/>

コルカタ特許局本部

The Patent Office, Kolkata Head Office

住所: Boudhik Sampada Bhawan,
CP-2 Sector V, Salt Lake City,
Kolkata 700091 India

電話: +91-33-2367-1987

FAX: +91-33-2367-1988

EMAIL: kolkata-patent@nic.in

コルカタ特許局意匠部門

The Patent Office (Designs Wing),

住所: Boudhik Sampada Bhawan,
CP-2 Sector V, Salt Lake City,
Kolkata 700091 India

電話: +91-33-2367-1944

FAX: +91-33-2367-1988

EMAIL: controllerdesign.ipo@nic.in

ムンバイ商標登録局本部

The Trade Marks Registry, Mumbai Head Office

住所: Boudhik Sampada Bhavan,
S.M. Road , Antop Hill,
Mumbai 400037 India

電話: +91-22-2413-7701

FAX: +91-22-2414-0808

EMAIL: mumbai.tmr@nic.in

地理的表示登録局

The Geographical Indication Registry

住所: Boudhik Sampada Bhawan,
G.S.T. Road, Guindy,
Chennai 600032 India

電話: +91-44-2250-2091

FAX: +91-44-2250-2090

EMAIL: gir-ipo@nic.in

●ニューデリー特許局支所及び商標局支所

住所: Boudhik Sampada Bhawan,
Plot No. 32, Sector 14, Dwarka,
New Delhi 110075 India

電話: +91-11-2803-4317(特許)、2803-2406 ex100(商標)

FAX: +91-11-2803-4315(特許)、2803-2381(商標)

EMAIL: delhi-patent@nic.in(特許)、delhi.tmr@nic.in(商標)

●アーメダバード商標局支所

住所: Boudhik Sampada Bhawan,
Ghatlodia,
Ahmadabad 380009 India

電話: +91-79-2760-1782

FAX: +91-79-2760-1779

EMAIL: ahmedabad.tmr@nic.in

2. 2 著作権局

Copyright Office

Department of Industrial Policy & Promotion,
Ministry of Commerce and Industry

住所: 4th Floor, Jeevan Deep Building
Parliament Street
New Delhi 110001 India

電話: +91-11-2336-2436

EMAIL: copyright@nic.in

WEB: <http://copyright.gov.in/>

著作権の登録、情報提供などを主要業務とする。

2. 3 物品税関税中央局

Central Board of Excise and Customs (CBEC)

Department of Revenue, Ministry of Finance

住所: North Block

New Delhi 110001 India.

電話: +91-11-2309-5561, 2346

WEB: <http://www.cbec.gov.in/>

ポータルサイト: <https://www.icegate.gov.in/>

通関業務を通じて、法に基づく課税、密輸の防止やその他の管理業務を主要業務とする。また、知的財産権の税関登録の手続き先でもある。

2. 4 最高裁判所

Supreme Court of India

住所: Tilak Marg

New Delhi 110201 India

電話: +91-11-2338-8922

FAX: +91-11-2338-1508

EMAIL: supremecourt@nic.in

Web: <http://www.supremecourtsofindia.nic.in/>

司法機関のポータルサイト: <http://indiancourts.nic.in/>

インドの司法最高機関で、高等裁判所の上訴事件及び独自の管轄事件の審判、並びに議会決議に対する司法審査権の行使を主要業務とする。

2. 4. 1 デリー高等裁判所

High Court of Delhi

住所: Sher Shah Road

New Delhi 110503 India

電話: +91-11-2338-5421、9674、4301-0101

FAX: +91-11-2307-3375、3485

EMAIL: <http://delhihighcourt.nic.in/feedback.asp>

Web: <http://delhihighcourt.nic.in/>

インドの 23 の高等裁判所の一つで、デリー地区の提訴事件を担当する。

2. 4. 2 ボンベイ高等裁判所

High Court of Bombay

住所: Dr Kane Road,
Fort,
Mumbai, Maharashtra 400032 India

電話: +91-22-2267-2001, 2261-7534,

FAX: +91-22-2262-4358, 2269-2439,

EMAIL: hcbom.mah@nic.in

Web: <http://bombayhighcourt.nic.in/>

インドの 23 の高等裁判所の一つで、ムンバイ地区の提訴事件を担当する。

2. 5 インド仲裁委員会

The Indian Council of Arbitration (CIA)

住所: Room 112, Federation House
Tansen Marg,
New Delhi 110001 India

電話: +91-11-2371-9102、2331-9849

FAX: +91-11-2332-0714、2372-1504

EMAIL: ica@ficci.com

Web: <http://www.icaindia.co.in/>

政府主導で 1965 年に設立され、主に商事紛争の仲裁を業務とする。

2. 6 裁判外紛争解決国際センター

The International Centre for Alternative Dispute Resolution

住所: Plot No.6
Vasant Kunj Institutional Area, Phase-II
New Delhi 110 070 India

電話: +91-11-2610-6704、9706

FAX: +91-11-2613-9707

EMAIL: icadr@nic.in

Web: <http://icadr.nic.in/>

1995 年に設置され、他に Hyderabad と Bengaluru に支所がある。

2. 7 インターネットアドレス紛争解決委員会/INドメイン登録局

Internet Address Dispute Resolution Committee

IN Registry, National Internet Exchange of India

住所: Regd. Off.: Flat No. 6B, 6th Floor, Uppals M6 Plaza,
Jasola District Centre,
New Delhi 110025 India

電話: +91-11-4820-2000、2011

FAX: +91-11-4820-2013

EMAIL: registry@nixi.in

Web: <http://registry.in>

インターネットドメイン登録局と共にドメイン名の紛争解決の支援を行う。

3. 侵害の定義

3.1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にインド国内で、特許法第 48 条に基づく排他権が付与された特許権者及びその専用実施権者の有する権利を実施する行為は、侵害行為と見做される。なお、インドに小特許や実用新案の制度はない。

特許法が規定する特許権を侵害すると見做す対象は次の行為である。

- (a) 特許が物品や材料の場合、特許権者の承諾なく、特許製品の製造、使用、販売、販売目的での所持、販売の申出、または輸入する行為（同第 48 条(a)項）；
- (b) 特許が製造方法の場合、権利者の承諾なく、特許方法の使用、特許方法を使用した物品や材料の生産、販売、販売目的での所持、販売の申出、または輸入する行為（同第 48 条(b)項）；
- (c) 侵害品製造のための主要な機材や装置も侵害を構成する（同第 108 条(2)項）。

侵害対象外規定

- (1) インド政府或いはその代理人が自己の専用目的で、特許が付与された機械、装置、その他の物品や方法の使用によって作られた機械、装置、その他の物品を製造及び輸入する行為（同第 47 条(1)項）；
- (2) インド政府或いはその代理人が自己専用の目的で、特許が付与された方法を使用する行為（同第 47 条(2)項）；
- (3) 実験、研究及び教育目的で、特許が付与された機械、装置、その他の物品や方法の使用によって作られた機械、装置の製造や使用、及び特許が付与された方法を使用する行為（同第 47 条(3)項）；
- (4) 医薬品の特許品で、インド政府が、自己専用の目的、或いはその代理人であ

- る薬局、病院、医療機関に配布する目的で輸入する行為(同第 47 条(4)項);
- (5) 外国で登録された船舶、航空機、車両などが、インド領内に一時的または偶発的に立ち立った状況下、船上、船体、航空機、車両及び或いはその付属品において特許を実施する行為。なお、同じ法規定を持たない国で登録された船舶、航空機、車両などには適用されない(同第 49 条);
- (6) インド政府(中央政府、州政府、政府系企業、或いは認可を受けた者)が自己専用の目的で出願中或いは認可済みの発明を使用する行為(同第 100 条);
- (7) インド及び他国において製品の製造や販売のための法規制により求められる開発や情報の提出のための特許発明の合理的な使用(同第 107A 条(a)項);
- (8) 合法的平行輸入行為(同第 107A 条(b)項)。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 特許出願の公開により補償金請求権が発生するが、権利行使は登録後に可能である。旧法 2005 年以前の出願は、製造技術のみ登録後に賠償請求権が生じる(同第 11A 条(7)項)。
- ・ 侵害の誘引や侵害品と知りながら販売する行為も侵害を構成すると考えられる。
- ・ 先使用による抗弁は公然実施、公知技術による抗弁として、対象特許権の無効を主張する抗弁とみなされる(同第 107 条(1)項、同第 64 条)。
- ・ 専用実施権者は単独で侵害訴訟を起こすことができる(同第 109 条)。なお、ライセンス許諾が書面によるものでない限り、効力は生じない(同第 68 条);

保護期間： 出願日から 20 年間(同第 53 条)

追加特許、分割出願とともに原出願日から起算し同一期間。

3.2 意匠権の侵害

意匠権者の承諾なく、権利存続期間中にインド国内で、意匠法第 12 条に基づく排他権が付与された意匠権を実施する行為は侵害行為と見做される。

意匠法が規定する意匠権を侵害すると見做す対象は次の行為である。

- (a) 意匠権者の承諾なく、販売目的で、意匠が登録された分類に該当する物品に意匠権を使用、偽造または模倣する行為、或いは意匠権をそのように使用する行為(同第 22 条(a)項);
- (b) 意匠権者の承諾なく、意匠が登録された分類の物品に意匠権を使用、偽造、或いは模倣し物品を販売目的で輸入する行為(同第 22 条(b));
- (c) 意匠権者の承諾なく、意匠が登録された分類の物品に意匠権を使用、偽造ま

たは模倣していることを知りながら、販売目的で物品を発表、陳列するか、発表、陳列させる行為(同第 22 条(c))。

侵害対象外規定

- (1) 意匠法上は、侵害対象外の規定はないが、次の特許法で規定する対象外の規定は援用されると考えられる。
 - (1) 販売目的以外で意匠を使用するなどの行為は適用除外と考えられる(同第 22 条(1)項)；
 - (2) 実験、研究及び教育目的で使用する行為。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 意匠登録された区分の物品とは、日本と違いニース分類に展開されている物品を指している。
- ・ 組合せ意匠などは創作性が求められるため、事前に対象意匠権の権利行使の可能性について、経験のある現地弁護士の鑑定を求める。
- ・ トレードドレス(下記参照)など非登録意匠の侵害に対して、著作権に基づき権利行使をする場合、それを否定する判決例もあるため、経験のある現地弁護士のアドバイスを求める。
- ・ 合法的平行輸入行為は税関の内部規定によると輸入を差止める(税関マニュアル第 21 章,2.7(iii)節)。
- ・ 先使用による抗弁は、国内外公知公用意匠による抗弁として、対象意匠権の無効を主張する抗弁と認められる(同第 22 条(3)項、第 19 条)。

保護期間：登録日から 10 年間、5 年間の延長が可能、最大 15 年間（同第 11 条）

●トレードドレス(Trade dress)

英米法体系での非登録の商品の形状や形態、包装や色彩の使用、或いは店舗の装飾やサービスから商標やシンボルなどまで広く不当に競争を制限したり、ただ乗りしたりするような不正競争行為をトレードドレスという。

インドの成文法上は何らトレードドレスに関する明文規定はないが、英米法系のコモンローの影響のあるインドでは、民事訴訟の判例にコカ・コーラの瓶、Zippo のライター、コルゲートの歯磨き、アップルの iPhone などの商品形状やラベルの配色などに対して、トレードドレス及び著作権侵害、或いはパッシングオフ(詐称通用)に基づく、差止命令を命じた事例がある。登録意匠権がない場合でも、一定の不正競争行為があると裁判官の心証形成ができる場合は有効に活用できると考えられる。なお、権利行使を開始する前に、証拠や立証の課題を解決するため、経験のある現地弁護士の見解を求めるべきである。

3.3 商標権の侵害

インドでの商標権侵害には、商標法に基づき登録された商標や証明商標の侵害、及び商標法に基づかない不正競争行為としての非登録商標のパッシングオフによる侵害の2つの態様がある。

●商標法に基づく商標権侵害

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にインド国内で、商標法第 28 条に基づく排他権¹が付与された商標権を実施する行為は侵害行為と見做される。なお、インド商標法上でいう使用とは、下記の各項で利用することを指す(同第 29 条(6)項)。

- ① 登録商標を商品または商品の包装に付ける場合；
- ② 登録商標を利用した商品の販売のための申出、展示、上市販売、これらの目的での保管、または登録商標を利用したサービスの申出、或いは提供で利用する場合；
- ③ 登録商標を利用した商品の輸入または輸出する場合；
- ④ 登録商標を利用した営業文書または広告に登録商標を利用する場合。

商標法が規定する商標権を侵害すると見做す対象は次の行為である。

- (a) 登録商標権者やライセンシー(使用権者)でないものが登録商標と同一または類似する商標をその登録商標の指定商品、或いはサービスにおける取引で使用する行為、或いは登録商標の使用であると誤認されるような使用行為(同第 29 条(1)項)；
- (b) 登録商標権者やライセンシー(使用権者)でないものが、商標を業として、次のような態様で使用し、公衆を誤認させるか、関連があるように思わせる行為；
 - (ア) 登録商標と同一の商標を、その登録商標の指定商品或いはサービスと類似する商品或いはサービスにおける使用；
 - (イ) 登録商標と類似する商標を、その登録商標の指定商品或いはサービスと同一及び類似する商品或いはサービスにおける使用；
 - (ウ) 登録商標と同一の商標を、その登録商標の指定商品或いはサービスと同一の商品或いはサービスにおける使用；(以上、同第 29 条(2)項)；
- (c) 登録商標権者やライセンシー(使用権者)でないものが、商標を業として、次のように商標を使用する行為；
 - (ア) 登録商標と同一または類似する商標の使用；

¹ 証明商標は第 78 条に基づく排他権に対する侵害行為が対象となる。

- (イ) その登録商標の指定商品或いはサービスと類似しない商品或いはサービスにおいての商標の使用;
- (ウ) その登録商標がインドで著名と認められており、その商標の顕著性や著名性に対する不公平または不利益をもたらすような商標の使用;
(以上、同第 29 条(4)項)
- (d) 登録商標を商号や商号の一部、またはその登録商標の指定商品或いはサービスでの事業の名前または事業の名前の一部份としての商標を使用する行為 (同第 29 条(5)項);
- (e) 登録商標を使用する権限がないことを知りながら、登録商標を商品のラベルや包装などの業務用紙または商品やサービスの広告で使用する行為 (同第 29 条(7)項);
- (f) 登録商標を次のような広告において使用する場合;
 - (ア) 工業または商業における公正な取引に反する、または弱みにつけ込むように使用する行為;
 - (イ) 顕著性に不利益をもたらすように使用する行為;
 - (ウ) その商標の著名性に反するように使用する行為 (同第 29 条(8)項);
- (g) その登録商標の顕著な要素が言葉や用語から構成されており、会話や視覚的使用などによる使用(希釈化) (同第 29 条(9)項)。

侵害対象外規定

- (1) 悪意のない商業的或いは工業的使用で、当該商標に不公正、或いは識別力や名声を貶めるような使用でない場合;
- (2) 使用が商品またはサービスの種類、品質、数量、目的、価値、原産地、生産または提供時期及びその他の特性を表示する商標の使用;
- (3) 条件または制限の付いた登録商標でその登録の効力が及ばない条件での商標の使用*;
- (4) 商標権者またはそのライセンシー(使用権者)により登録商標が使用された商品やサービスであり、その後抹消または削除されなかったか、その使用に明示的または黙示的に使用の同意がある商標の使用*;
- (5) 合法的にその他の商品やサービスに付属するものとして、登録商標が使用されている商品を使用している場合で、その使用の目的と効果に合理的な必要性があり、その取引関連を示すものである場合*;
- (6) 商標法に基づき登録された同一または相互に類似する商標の一つの合法的使用;

- (7) 商標権の消尽、並行輸入の場合、当該商品の品質が劣化した場合は除く；
(以上、同第 30 条、*印は同第 76 条の証明商標の適用)
- (8) 当該商標権の商標権者または使用権者の最初の使用日或いは当該商標の出願日より前から、第三者が同一商標または類似する商標を当該登録商標の商品またはサービスに継続して使用している場合(同第 34 条、先使用权)；
- (9) 善意で第三者が自己の名称または住所、事業や事業地の名称、または前の事業主の名称或いは自己の商品やサービスの特徴または品質表示に当該商標を使用している場合(同第 35 条)。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 当該商標権に対する無効取消請求日の3か月前まで登録後5年間継続して不使用の場合、不使用を理由に登録を抹消される(同第47条)。
- ・ ライセンシー(使用権者)は商標局に書面による設定登録により効力が生じ(同第49条)、侵害に対する提訴を商標権者に求めたものの無視された場合、直接訴訟を開始できる。商標権者は共同原告となる(同第52条)。
- ・ 著名周知商標(Well-known trade mark)の規定はあるが、その商標を保護する制度ではなく、インド国内での使用を条件に第三者の登録を排除する相対的拒絶要件となっている(同第11条の2)。なお、下記の商標局サイトでこれまで認定された著名周知商標を確認することができる。
<http://ipindiaonline.gov.in/tmpublicsearch/wellknownmarks.aspx>
- ・ パッシングオフ(下記参照)の場合を除き、非登録商標侵害に対する差止や損害賠償は請求できない(同第27条)。
- ・ 商標権の所有者が、その使用を知らず連続する5年間、第三者の善意による使用を黙認した場合、その商標の出願や使用に異議を唱えることができない(同第33条)。

保護期間： 出願日から 10 年間、その後 10 年毎の更新が可能(同第 25 条)

国際登録は国際登録日より 10 年間、更新は 10 年毎(同第 36G 条)

● パッシングオフ(Passing-off、詐称通用)

第三者が不当に他人の非登録商標などの表示を用い、その商品やサービスが他人のものであるかのように誤認させ、ブランドにただ乗りする、または不正な競争活動をする行為を指し、英米法系のコモンローはその被害者をトレードドレス同様に救済する。最近では、表示以外にも拡張されて適用されることもある。

英米法系のコモンローの影響のあるインドでは、商標法第 27 条(1)項は商標が登録されていない場合、当該商標権の権利者は侵害に対して、使用差止や損

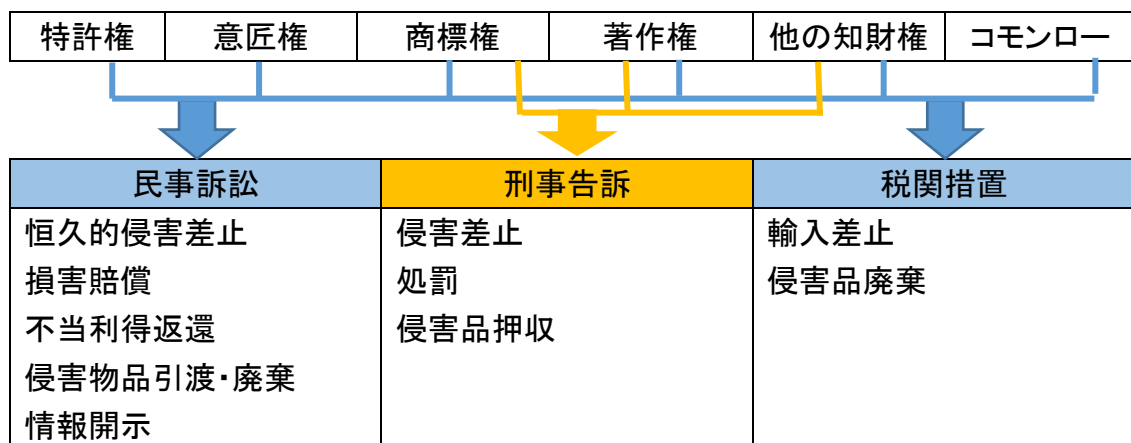
害賠償の法的措置を取ることはできないと規定しているが、同(2)項には、商標法上の規定は商品やサービスに対するパッシングオフに対する権利の行使や救済について影響を及ぼすものではないと規定し、コモンロー上の権利を認めている。

会社法は好ましくない名前の不認可の規定があり、登録商標か出願中の商標と同一か類似する商号の登録は商標局と協議すると規定している(会社法第 20 条(2)(ii)及び(3))。同一または類似する登録商標がある場合、商標権者が 5 年以内に請求した場合、中央官庁の指示に基づき 3 か月以内(実務上、もっと長い指定期間あり)に修正しなければならない規定がある(同第 22 条(1)。修正されない場合、放置した日数に応じて処罰を受ける(同第 22 条(2))。

4. 侵害に対する救済手段

インド政府は、2016 年 5 月 12 日に国家知的財産権政策(National Intellectual Property Rights Policy²)を発表し、知的財産に関する権利意識の向上など 7 つの目標を設定した。その 6 番目に権利行使および司法解決の強化を打ち出し、侵害に対する処分の執行及び司法的解決の課題と対策を示している。

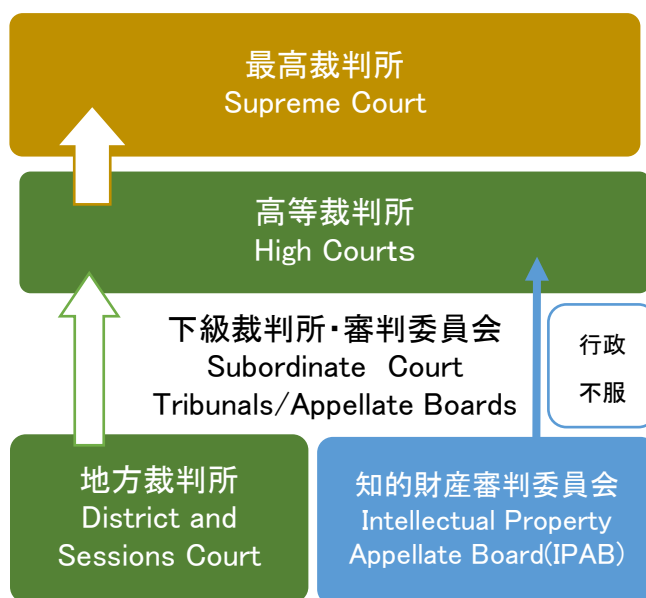
そのインドにおける知的財産権の侵害に対する救済は下記の図のように、民事訴訟と税関措置は、特許権、意匠権、商標権、著作権や地理的表示、植物新品種などその他の知的財産権及びパッシングオフなどコモンロー上の権利を対象とし、刑事告訴は商標権、著作権及び地理的表示を対象とする。



インドの司法制度は、次頁図の通り、最高裁判所を頂点に、その下に 29 の州及び

² http://dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual_Property_Rights/National_IPR_Policy_08.08.2016.pdf

7 の連邦直轄領に 24 の高等裁判所が配置され、その下に地区ごとの地方裁判所などの下級裁判所及び各法律法令に基づき設置される専門行政機関の準司法機関（Quasi-judicial Authorities）として裁定所（Tribunals）や委員会（Appellate Boards）からなる 3 層構造で司法システムが構成されている。各地方裁判所は民事廷（District Court）と刑事廷（Sessions Court）に分かれて、それぞれの事件を処理する。



インドの民刑事の司法手続きには、主に、民事訴訟法（The Code Of Civil Procedure）、刑法(The Indian Penal Code)及び、民刑事実施規則(The Civil and Criminal Rules of Practice)の各規定が適用される。なお、インドはイギリス法体系のコモンローの影響を受けており、その伝統と判例主義があるため、最高裁判所の判決が下位の裁判所の判断に影響する。

裁判所の管轄権には地域管轄と事物管轄があり、知的財産権侵害で特許権や意匠権の場合は、侵害行為地と被告の所在地・事業地の地方裁判所に管轄権があり、商標権や著作権の場合は、これらに加え、原告の所在地や営業地の地方裁判所も管轄権がある。また、侵害額が高く訴額が一定の額を超える場合³や請求内容により、最初から管轄地の高等裁判所が受理できる場合もある。なお、当事者が合意した管轄権のある裁判所で審理を開始できる。なお、知的財産権侵害に関する民事訴訟は、一般的に侵害者の所在地、または侵害行為発生地を管轄する地方裁判所、或いはニューデリー、ムンバイ、コルカタとチェンナイの高等裁判所に提訴することが多いようである。

4.1 民事訴訟

原告適格である知的財産権者或いは専用実施権者は、原告として、民事裁判所に民事的救済を求めることができる。なお、原告は、例えば商標権、意匠権及びパッシングオフなど複数の訴訟原因を一つの訴状にまとめて提訴することができるほか、同時に刑事告訴することもできる。

³ 訴額が 200 万インドルピー(約 300 万円)以上の場合(2016 年現在)

知的財産権者が原告として、早急な処分を求める場合、また一定規模の損害や影響のある侵害で侵害者に対応能力がある場合、民事訴訟を選択することができる。民事訴訟を通じて、原告が受けることができる救済は下記の通りである。

- (1) 恒久的差止命令 (Perpetual injunction)
- (2) 侵害品の引渡や廃棄命令 (Delivery-up/Destruction)
- (3) 損害賠償 (Damages)
- (4) 不当利得返還 (Unjust enrichment/Account of profits)
- (5) 情報の開示 (Disclosure)
- (6) 訴訟コスト (Cost & Expense)

不法行為に対する民事訴訟の時効は不法行為の発生日或いは知り得た日から3年である(期限法 The Limitation Act 1963)。

● 民事訴訟の先制措置

知的財産権者は原告として民事訴訟の開始に先立って、早期に侵害差止を求める場合や訴訟手続きを有利に進めるために、被告に下記の先制的裁判所命令を取得できる。これらの命令が執行されるために、原告には被告の罪状や侵害の場所やその状況などの挙証責任があるが、裁判官が一応有利な事件 (prima facie case) との心証を持つような内容と状況を立証できれば十分である。

(1) 暫定救済(仮差止)命令 (Interlocutory/Ad-Interim/Ex-parte Injunction)

一定の緊急性がある場合、提訴時、審理中若しくは次の命令を出すまでの間に、被告に侵害行為を継続させないようにするものである。民事訴訟は数年かかるため、早期に結果や処分を得るために有効な手段である。原告は、一応有利な事件の事実や回復不能の損害などを証明しなければならない。なお、この請求が認められなかった場合、原告は被告の回復不能な損害を負担しなければならない。

(2) アントンピラー命令 (Anton Piller Order)

被告が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄、処分、隠匿・隠蔽するおそれがある場合、そうした行動を阻止するため、原告が被告の居所や事業所で侵害品や証拠の調査や押収、コピー等の記録をとることを認める一方的命令である。

(3) マレーバ差止命令 (Mareva Injunction)

侵害者の銀行口座を凍結し、被告の保有資産の取引をさせず、資金や資産の流

出、或いは不法所得を自由に処分させないことで、判決執行のための財産保全を目的とするものである。審理や侵害事実の判定が終わるまでの期間の差止を認める。

(4) 身元不明者捜査命令 (John Doe/Ashok Kumar Injunction)

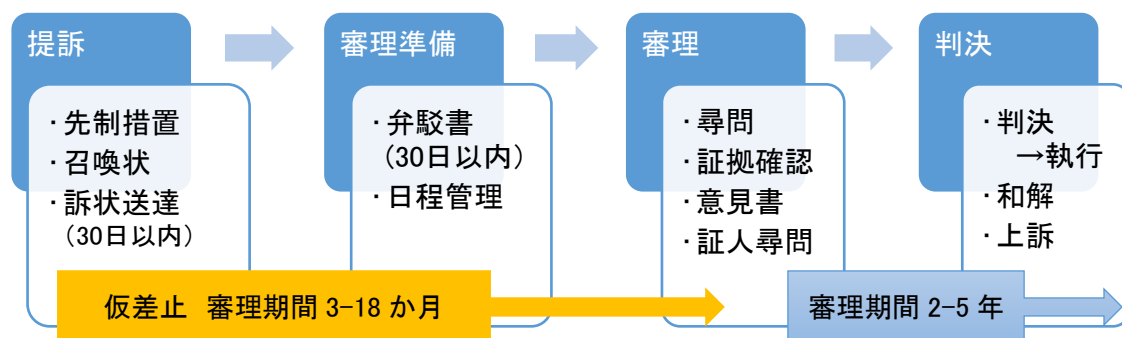
被疑侵害者が不明や匿名の場合、被疑侵害行為が行われている、或いは行われる場所で制限なく捜査やレイドを行い、関係当事者を明確にすることを目的とするものである。John Doe(ジョン・ドウ)は英語で不明や匿名を意味し、インドでは Ashok Kumar と呼ぶことにちなんでいる。

(5) その他の命令

ノーウィチ・ファーマシューティカル (Norwich Pharmaceutical) 命令は、侵害関連情報を開示させる命令で、侵害品やその材料の提供元など情報を得ることができる。また、特殊命令 (Special Order) では、侵害者が出国しないように禁足命令などを裁判所から取得することができる。

● 民事訴訟手続き

民事訴訟は、原告が裁判所に訴状 (Complaint) と宣誓供述書を提出し、法定の訴訟費用を支払うことで開始する。なお、提訴前に被告となる侵害者から手続き停止命令の請求 (Caveat) がされないように注意しなければならない。また、提訴時或いは提訴後に、前述の先制措置を請求することができる。



訴状には、裁判所名、原告の名称と居所、被告の名称と居所、当該裁判所が管轄権を有する事実の説明、原告が求める救済内容や請求の範囲などを記載する。同時に宣誓供述書を提出し、原告が提訴する事実及び訴訟原因などをすべてを記載する。訴訟原因には、複数の権利や権利種別を一つの訴状に含めることができる。

原告が提訴と共に仮差止 (ex-parte injunction) などの暫定救済命令を請求し、裁判所がその請求には差し迫った事情があると認定した場合、請求日から2~3日以内

に、仮差止命令を下し、地域検査官(Local commissioner)を指名するとともに、侵害品の調査や差押えを命じる。地域検査官や係官は侵害場所や施設を査察し、侵害品や在庫を確認し、封印する。仮差止など暫定救済命令が認められる場合、被告には事前に通知されないため突然執行されるという効果がある。なお、裁判所が被告に答弁を求める場合は、被告は 48 時間以内に答弁しなければならないが、被告が出頭し対応する場合は、その対応を受けて決定されるため、決定まで 3~4 日かかり、有効な措置とならない場合があることに注意しなければならない。また、提訴時に被告適格者が不明な場合、提訴と共に身元不明者捜査(ジョン・ドウ)命令の発行を求めて、侵害者を特定することもできる。

暫定救済命令の請求がない場合、訴状を受理した裁判所は召喚状(Summon)と共にその訴状のコピーを被告に手渡しや、郵便、FAX などで送付する。被告は 30 日以内に弁駁書(Written statement)や補助書類を提出しなければならない。その後、裁判所は被告に第 1 回目の公判の日程を決めて通知する。

召喚に被告が出頭しない場合、裁判所は原告が提出した一方的な証拠と宣誓供述書及び補助書面に基づき判決を出すか、或いは、被告に担保金の納付または強制的出頭のために拘留することができる。

裁判所は当事者双方の出席のもと尋問(Hearing)を開催し、審理は当事者による弁論主義と裁判所の職権で進められる。当事者双方による主張と立証や釈明による争点の明確化(Framing of issues)、侵害品サンプルなどの証拠提出、必要に応じて証拠調べ、証人尋問などを行い、事実及び法律解釈を争う。証拠は、証拠法⁴に基づき提出しなければならないが、提出する書類は全て英語でなければならぬため、適宜翻訳する。証人が出廷する場合、証拠の公証は不要である。

事実認定や法律問題がなければ、裁判官は即時その場で、或いは後日、概ね 30 日以内に証拠や証言などを基に判決を言い渡す。勝訴しても判決の言渡しだけでは執行力がなく、原告は裁判所に判決執行の申立を行い、執行命令を得なければならない。

裁判所での審理は、地方裁判所で月 1~2 回、高等裁判所で年 2~3 回の日程で開催されるため、比較的審理期間は長くかかる。損害賠償を請求した場合は 10 年以上かかるといわれている。

地方裁判所の裁判官(Judge)による事件の高等裁判所への上訴(控訴:Appeal)は裁判所により異なるが判決日より 30~90 日以内、第一審が高等裁判所でも一人の判事(Justice)による単独審で行われた場合⁵は 30 日以内に合議審の高等裁判所に

⁴ Evidence Act,1872

⁵ ニューデリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ジャム、カシミールの高等裁判所が該当する。

上訴(Second Appeal)できる。なお、上訴は判決結果に対して有利になる場合や裁判管轄など申立人に有利な結果がある場合に限られる。

なお、当事者は訴訟中のどの段階でも和解(Settlement)ができる。その場合、提訴を取下げたことになる。なお、インドでは一般的に訴訟中に和解する例は少ないが、知的財産権事件の場合、侵害者にとって、仮差止などの決定は事業や訴訟継続の費用負担が大きく、一方、原告にとって訴訟継続は費用負担が大きいため、訴訟数の約半数以上が和解になっているとの報告がある。

4.2 刑事告訴

インドで刑事罰の対象となる知的財産権は、商標権と著作権及び地理的表示である。例えば、商標権の場合、商標の偽造や不正取引使用(商標法第 102 条)、及びそれらを付した商品の取引やサービスの提供(商標法第 104 条)、また虚偽表示(商標法第 107 条)がその対象である。商標権者は、いずれかの事由に基づいて、侵害地を管轄する地元の警察署にレイドを申込むか、地方刑事裁判所(Sessions Court)の治安判事(Magistrate)に告訴することができる。

商標法に基づき刑事告訴する場合、商標権者は、その違反行為について、商標局の判定を求めることが要求される。商標局での商標登録官による判定作業は、約 1～2 か月かかるため、タイムリーなレイドができないデメリットがある。また、レイドを申立てる警察も地元の警察署(Local Police Station)ではなく、警察副監察官(Assistant Commissioner of Police)や警察監察官補(Deputy Commissioner of Police)となるため、タイムリーに受理されない場合がある。

著作権に基づき刑事告訴する場合、著作権局への判定照会の必要は無く、著作権者は、地元の警察署に直接レイドを申立てることができるため、商標権を利用するよりは簡便でタイムリーなレイドができる。実務上、商標権に基づくレイドを希望する場合でも、ロゴやパッケージなどを著作権登録し、著作権に基づくレイドの申立て、併せて商標権を含むような形で対策をとることも検討するべきである。

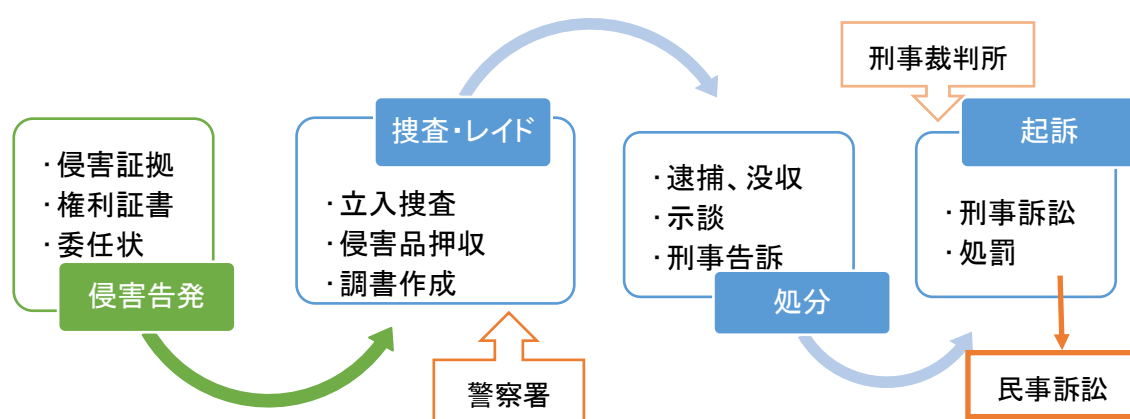
●摘発(レイド)手続き

インドの調査会社や法律事務所による侵害調査結果に基づき、レイドは一般的に以下の手続きで行われる。レイドを実施するための必要書類は次の通りであるが、地域によって書式や要件が異なることが多いため、現地の法律事務所の指示に従って準備する。

- ① 委任状(Power of Attorney/ Letter of Authority)
- ② 商標権または著作権登録証

- ③ 技術専門家証書(会社が発行する真正品を見分ける技能証明)
- ④ 真正品と侵害品を識別する文書

レイドを開始するには、商標権者や著作権者が告発人として模倣品や侵害品の取扱業者の所在地の警察署に告発状を提出する。告発状は事前に行った侵害品、及び侵害者の調査結果から確認できた事実に基づいて作成し、警察署やその専門部局に提出する。通常は、警察監察官捕クラスに直接提出する。



通常、レイドの実施は告発日から速い地域で1~2週間、遅い地域で2~3か月かかるため、レイドのタイミングは現地の調査会社や法律事務所と連携をとり、警察の対応状況や侵害者の所在地で実質的な証拠の入手や侵害者を確保できるように、実施時期を決める。レイドを実施する場合、レイドの対象者情報を秘密管理するとともに、事前に侵害品の販売状況やその品質などについて十分な評価を行っておくべきである。

告発状に基づき、副監察官クラスの警官や調査官(Investigation Officer)が数名でレイドを行う。レイドの実施には告発人及び侵害品と真正品を識別できる専門家の同行が求められる。また、商標法違反の場合は、前述の通り商標局による判定書が求められる。

レイド当日、告発人の代理人と警察官がレイドを実施し、侵害品を差押え、侵害者は逮捕される。その後、警官は初期調書(FIR:First Information Report)を作成する。この初期調書に基づき、警察は実質的な調査を改めて実施する。なお、逮捕された侵害者は保釈申請により数日で保釈される場合が多いようである。

● 刑事訴訟

商標権や著作権に対する違法行為に対する告訴状は、その違法行為がなされた地域を管轄する治安判事に提出される。警察によるレイドが実施されている場合、警

察当局の初期調書に基づき検察が起訴する。一方、刑事裁判所に令状を申請して立入り調査を行い、初期調書の作成後、検察に告訴する手続きもある。

起訴は、侵害地の州政府が原告となり、治安判事は提出された押収記録及び留置記録に基づき違法行為を審理し、捜査報告書の提出を検察に求める。その後、治安判事は、被告を召喚するとともに、起訴内容を確認し、刑事訴訟法の規定に基づき罪状認否、起訴事実確認、起訴内容の弁論を行い、証拠提出を経て、最終弁論、判決の手順となる。訴訟手続きは民事訴訟を参照。

通常、レイドの告発人である知的財産権者は、起訴以降直接関与することはないが、証言者として数回出席することが求められるため、処罰が確定するまで参加すべきである。

刑事告訴から判決執行までは2年以上7～8年かかると言われており、刑事告訴に続く刑事裁判は長期間かかっている。そのため、被害者である知的財産権者は刑事訴訟法に基づく司法取引(Plea bargaining)により、早期に罪状を認めた被告と情報開示などの示談条件で早期に和解する手段もある。その場合、量刑は大幅に低くなる。司法取引に応じない場合は、刑事裁判は係属する。

★商標法上の主な刑事罰

第 103 条及び第 104 条 虚偽商標若しくは取引表示などの使用及びこれらを使用した品の販売またはサービスの提供に対する罰則

6 ヶ月以上 3 年以下の禁固、50,000 ルピー以上、200,000 ルピー以下の罰金を併科。ただし、十分かつ特別の理由がある場合、6 月未満の禁固または 50,000 ルピー未満の罰金。

第 105 条 上記の再犯または累犯に対する加重罰則

1 年以上 3 年以下の禁固、100,000 ルピー以上 200,000 ルピー以下の罰金を併科。ただし、十分かつ特別の理由がある場合 1 年未満の禁固または 100,000 ルピー未満の罰金。

第 107 条 虚偽の商標登録表示に対する罰則

3 年以下の禁固若しくは罰金に処し、またはこれらを併科。

4. 3 税関差止

知的財産権を侵害する商品の輸入規制は、1962 年関税法第 11 条に定める税関の権限、及び 2007 年知的財産権(輸入商品)施行規則及び通知⁶に基づいており、次の知的財産権の侵害が対象である。

① 虚偽商標または虚偽の取引表示を付した商品

⁶ Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007; Notification no. 47,48,50/2007 – Cus (N.T.), May 8,2007

- ② 国外で製造・生産された販売目的の商品で意匠法による意匠が付されたもの
- ③ 国外で製造・生産された販売目的の製品で特許法による特許が適用されたもの
- ④ 国外で直接得られた販売目的の製品で特許法による方法特許が適用されたもの
- ⑤ 虚偽の地理的表示を付した商品
- ⑥ 著作権法により輸入が禁止される商品

インドの税関は、その管理地域を東西南北の4つのゾーンに分け管理しており、主要な管理区域は下記の通りである。それぞれの区域に税関拠点を置き、輸出入管理業務を行っている。

<p><北ゾーン></p> <p>チャンディーガル(Chandigarh)、デリー(Delhi)、 ジャイプル(Jaipur)、ラクナウ(Lucknow)、メラート(Meerut)</p>	
<p><西ゾーン></p> <p>アーメダバード(Ahmedabad)、 ボーパール(Bhopal)、プネー(Pune)、 ムンバイ(Mumbai-I, II)、 ナーグプル(Nagpur)、 バドダラー(Vadodara)</p>	<p><東ゾーン></p> <p>ブバネーシュワル(Bhubaneswar)、 コルカタ(Kolkata)、 ランチャー(Ranchi)、 シロン(Shillong)、 ヴィシャーカパトナム(Visakhapatnam)</p>
<p><南ゾーン></p> <p>バンガロール(Bangalore)、マイソール(Mysore)、チェンナイ(Chennai)、 コーチ(Cochin)、コーヤンブットウール(Coimbatore)、ハイデラバード(Hyderabad)</p>	

●税関登録

税関登録及びその後の水際措置は、通達 41 号 (Circular No.41/2007 - Cus, October 29,2007)で規定されている。インドでの税関差止は税関登録が条件となるため、知的財産権の税関登録がなく、税関や通報で侵害が発見された場合は、早急に税関登録手続きを行うことが勧められる。

税関で商標権などの水際差止を希望する知的財産権者は、専用のインターネットポータルサイトice:gate (<http://indiancourts.nic.in/>) の ARTS システム⁷を通じて、税関長向け申請、或いは、事前情報で知った侵害品の輸入差止を求める申請を登録することができる。

申請者は、対象の管轄税関を選択し、知的財産権の登録証書、保証書、担保保証書、委任状、対象製品、正規品、ホワイトリスト(嫌疑なしの対象者)やブラックリスト

⁷ ARTS: Automatic Recording and Targeting System for IPR Protection

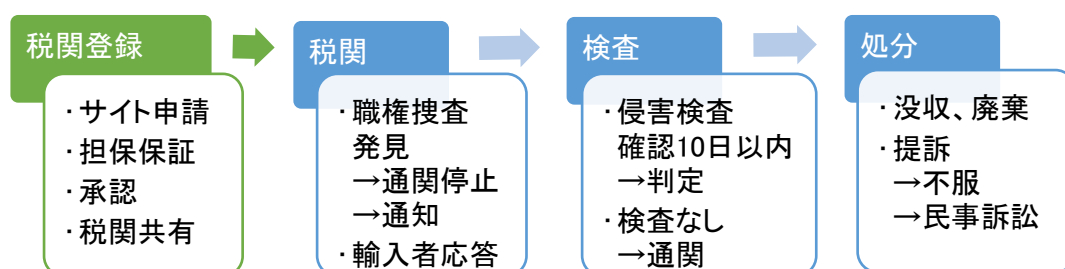
(嫌疑のある対象者)などの資料をデータでアップロードし、申請料金(2,000ルピー)を電子決済する。

管轄税関は任意に決めることができるが、主要拠点の税関や主に侵害品が通過している税関を選択する。また、担保保証は、通関時に差止担保金を支払う一般保証⁸と税関登録時に補償額の25%を保証する一括保証⁹があり、複数の権利を登録する場合や迅速な支払いが必要な場合は一括保証が便利である。

申請された通知書は受領日から15営業日以内に、方式審査などが行われ、不足情報があれば補完することができる。30営業日以内に登録の可否が通知され、登録者番号(UPRN)が付与される。有効期間は最短1年間で最長5年間であるため、登録期間中に権利の失効や移転があった場合は登録内容を修正変更する。

以上のように登録された申請書はプリントアウトされて税関長に提出され、各税関へ通知され、インド全域で被疑侵害品の貨物が発見されれば、輸入差止めの手続きが開始される。

●税関差止



税関の職員が職権(*suo-moto*)で輸入貨物を検査し、当該貨物の商品が税関登録されている知的財産権を侵害する疑いがあると判断した場合、税関職員はその商品の通関を停止し、輸入者及び申請者である知的財産権者またはその代理人に通知する。輸入者には答弁の機会が与えられる。

税関は申請者に商品の検査の機会を与えるか、必要に応じて検査や分析用のサンプルを提供する。申請者は、10営業日以内(10日間延長可)に検査確認手続きに参加しなければならない。なお、確認のために対象貨物の輸入者の情報など追加情報の開示を税関に求めることもできる。この検査手続きに参加しない場合、輸入貨物は通関される。なお、検査する場合、担保金¹⁰を3日以内に支払わなければならない。

税関が申請者の協力を得て、侵害有無の判断を行い、当該輸入貨物の商品が知

⁸ 一般保証の場合、通関差止時に商品価格の10%或いは予め決めた担保額の25%を支払う。

⁹ 一括保証の場合、予め銀行口座に一定額を預けて対応するが、通関差止時に不足があれば、追加で保証しなければならない。

¹⁰ 保証する担保額は商品価格の110%で、保証額は商品価格の25%である。

的財産権を侵害している合理的な理由があり、関税法の規定による処分が必要であると税関職員が判断した場合、当該貨物を没収、廃棄を決定することができる。なお、一連の検査にかかる保管倉庫や廃棄などの費用は知的財産権者の負担となる。

4. 4 その他の紛争処理

● 裁判外救済措置(ADR 代替的紛争解決)

インド民事訴訟法第 89 条の規定は、裁判所は事件解決に対して双方が同意する場合、裁判外紛争解決手段をとることができる」と規定している。裁判では仲裁や調停による和解を選択することが可能で、知的財産権紛争でもニューデリーの裁判所を中心に調停や和解による解決を勧める傾向がある。民事訴訟では、長い訴訟期間や訴訟費用の高額化のために当事者が仲裁や和解による解決を選択すること多い。

● インターネットアドレス紛争調停委員会の調停

インドでは、インドメイン(.IN)登録局に法的権限があり、2000 年インド情報技術法 (Information Technology Act) 及び IN ドメイン紛争解決方針 (INDRP) を紛争解決に利用することができる。

通常、IN 登録局は、INDRP の規定に基づき、局内登録の仲裁人に裁定を委嘱し、両当事者に仲裁人の指名を通知する。仲裁人はその受任後 3 日以内にドメイン名を保有する被疑侵害者に仲裁の開始を通知し、1996 年仲裁及び調停法とその関連規定に基づき、仲裁手続きを開始する。仲裁人は裁定内容を 60 日以内に申立人に通知する。この期間は事情によりさらに 30 日の延長が可能である。

仲裁人は、IN 登録局に提出されたあらゆる書類や答弁などを確認し、透明性を確保しながら仲裁を開始する。この手続き期間中に、特例を除いて、面談や電話会議など直接関係者と接触することはない。

仲裁目的は、ドメイン名登録の取消或いは譲渡である。なお、仲裁手続き中に被疑侵害者であるドメイン名所有者は当該ドメイン名を他人に移転することは禁じられる。最終的に譲渡に同意となれば、仲裁手続き終了後 15 営業日以内に譲渡手続きを行わなければならない。仲裁が成立しない場合は民事訴訟となる。

5. 侵害の発見から解決までのフロー

インドはインド洋に突出した半島であり、東をベンガル湾、西をアラビア海に面しており、北部は中国、ブータン、ネパール、東部はミャンマーとバングラディシュ、西部はパキスタンやアフガニスタン、南部はスリランカやモルジブ、インドネシアと領海を接する。な

お、西のジャンムー・カシミール州はパキスタンと、北のアルナーチャル・プラデーシュ州は中国と領有権を争っている。

国土 328.7 万平方 km(日本の約 8.7 倍)に人口約 13 億人(IMF2016 年推定)が居住する多民族多宗教国家で、1947 年にイギリスから独立し、現在の共和制国家となった。

行政区分は、デリーやチャンディーガルなど 7 つの連邦直轄領(union territories)、及び西ベンガル州(コルカタ)、タミル・ナードゥ州(チェンナイ)、カルナータカ州(バンガロール)やデリー東部のウッタール・プラデーシュ州(ラクナウ)、ビハール州(パトナー)、南部のアーンドラ・プラデーシュ州(ハイデラバード)、西部のマハーラーシュトラ州(ムンバイ)、グジャラート州(ガンディーナガル)など 29 の州(states)から構成されている。



5. 1 侵害の発見

インドは、急速な経済成長による社会生活の変化に伴い、主要都市部では自動車や携帯電話が普及するなど生活レベルも豊かになり始めており、都市型の生活様式が進むとともに安価な模倣品の流通が拡大している。インドにおける最近の模倣や侵害による被害状況や特徴は、従来からみられる小規模、複数の管轄地域に跨り、インターネットによる非常に速いスピードでの侵害の拡大、シンジケートなど犯罪組織、中国からの流入品に加え、国内で真正品と見間違えるような侵害品の出現などにもみられる。

具体的には、主に音楽、映画、ソフトウェアプログラムの海賊版の他に、有名ブランドの衣料品、履物、ハンドバッグ、財布、玩具、時計、音楽プレーヤーなどの電気製品、トナーや電池などの消耗品、携帯電話などの通信機器、各種自動車部品、医薬品や化粧品、食品、飲料、たばこ、家庭用品など様々な模倣品や侵害品(以下、まとめて侵害品という)があるが、商標権や意匠権が主な侵害の対象である。

地域的には、例えば、医薬品がインド北部から広がり、ブランド衣類は南東部タミル・ナードゥ州、またソフトウェアプログラムはジャイプル市やプネー市など南西部からなどという地域的な特徴がある。また、インターネットによる被害も数多く報告されており、また、最近ではインターネットを利用した模倣や侵害が急拡大している。

侵害品とその出現状況は、ありとあらゆる形態があるが、侵害品のほとんどは中国で製造され、中国や香港から直接、或いは、パキスタン、バングラディッシュやミャンマーなど周辺国から流入することが多い。最近では、ニューデリーの周辺で精巧な侵害品

が製造されていることが報じられるなど深刻な状況が生じている。

インドではさまざまな侵害の態様があるため、デリーやムンバイなどの主要都市のマーケットの店頭、最近主要都市に増加しているショッピングモール内の店舗、或いは展示会で発見されたり、販売代理店、ディーラーによる非正規品の取扱いが発見されたり、または、顧客や得意先からのクレームや通報により発見されることが多い。インドでもインターネットや携帯電話の普及に伴い、電子商取引における侵害品や海賊品による知的財産権侵害は増加し、インターネット上の通販やモールサイトで侵害品が発見されることも増加している。

侵害品を発見したとの報告を受けた場合、それらが発見した現地法人や提携先、或いは発見者に依頼し、侵害情報や侵害品の実物や写真を入手することに努めるとともに、侵害地、店舗などの現場、及び被疑侵害者の情報など、被疑侵害に関する事実や詳しい情報などあらゆる情報の入手に努める。インターネットのウェブサイト上での侵害の場合、インターネットアドレスや事業者(ISP)、及びインターネットウェブページの状況などの情報を収集する。

そして、収集された侵害品や被疑侵害者の情報を分析し、確かに侵害品であるか否か、どの知的財産権が侵害されているかなど、侵害事実やその状況について、初期判断を行う。

5.2 証拠の収集

知的財産権者にとって重要なことは、被疑侵害の情報レベルから侵害の事実を立証するために、侵害者から少なくとも複数の侵害品サンプルを購入するとともに、領収書など関連書類を収集するなど確実に証拠を入手することである。こうした証拠の収集は、被害を受けている知的財産権者の目的や戦略により異なるが、販売店から侵害品を入手することでレイドを目指す場合や、長期間をかけて侵害品の製造或いは輸入から販売までの一連の被疑侵害者の活動全般を把握して、網羅的に対策をとる場合で異なる。

通報や提供された情報が正確でない場合も多いために、下記のような観点から侵害が行われている地域や店舗、或いは、ウェブサイトなどの場所、侵害者、侵害品などの詳しい情報を入手する。

- ・発見日/発見者や通報者
- ・発見場所
- ・侵害品発見時の状況/インターネットサイトの情報

- ・サンプルやその写真/侵害状況の証拠の入手
- ・販売者以外に可能であれば製造者・流通業者・輸入者の情報

具体的な証拠収集では、対象となる権利や商流（製造販売のルート）の分析作業ができるように、侵害品サンプルの購入、パッケージ、可能であれば領収書、パンフレットや製品説明書などの現物、さらに販売地、店舗、販売状況を示す写真などを収集する。現物証拠の入手が困難な場合は、侵害品の写真やビデオなどの侵害を直接示す、またはその事実を確認できる証拠資料を収集する。なお、必要に応じて公証する。

証拠が入手できた場合は、精巧なものか、また質の悪いものであるかどうか、また自社の真正品の並行輸入か、中国などからの侵害品の輸入か、或いはインド国内での製造品かどうかなど、さまざまな角度から判定する。こうした作業を行なうことで、自社の商標権、意匠権、特許権または著作権の侵害があるか否か、商流からどのような対策をするかなど、今後の方針を決定する。

ところで、非登録の著名商標や有名製品によるパッシングオフやトレードドレスを利用しなければならない場合、この証拠収集の時点で、現地の弁護士に相談し、自社の対象商標や製品のパッシングオフやトレードドレスを主張するための販売状況や関係資料を確認し、必要な証拠となる実績や資料を収集する。

5.3 侵害者の特定

侵害品の収集の過程で、概ね侵害者の特定を行うことができるが、正確な情報を得られない場合も多い。侵害品を取扱う業者は侵害調査に対して、比較的慎重な対応をとることが多いため、販売店舗以外で侵害者を特定する場合、ダミーによる侵害品の取引を行い、支払先や侵害品の発送元などから侵害者につながる住所や連絡先の情報を入手する。

また、インターネットのショッピングモールでの侵害の場合は、インターネットのウェブサイト上やその他の関連ウェブサイトから侵害者につながる情報を収集したり、同様にダミーによる取引で、販売者の情報を入手したり、或いはウェブサイトのドメイン名登録情報から侵害者につながる住所や連絡先の情報を収集したりする。なお、インド国外、例えば中国やアメリカなどに侵害を指揮する拠点がある場合も多く、外国での調査が必要な場合もある。

ところでインターネットショッピングモールの場合、インターネット事業者や仲介者は

情報技術法及び 2011 年情報技術(仲介者ガイドライン)規則の順守義務があるため、例えば、特許、商標、著作権などの権利者の権利を侵害する情報をユーザーに提供、掲載、送信などを禁じている条項に違反するとして、情報の管理や削除義務、また苦情に応じる義務がある。そうした要求に応じない場合は、侵害幫助者であり、刑事罰を裁判所に申立てる対象になると考えられる。

一般的に侵害品の証拠収集とそれに続く手続きは、現地の法律事務所を通じて行うため、侵害店舗の確認、侵害品の製造や流通業者、輸入業者を正しく特定する作業は現地の法律事務所に委託することが好ましい。

5.4 代理人の選定

日本企業が独自に活動する場合、現地の情報を得ても現場や侵害者の確認の困難度、また侵害者に調査活動が知られるリスクなどを考え、現地の法律事務所または専門調査会社に依頼する。インドの法律事務所はジェトロが 2015 年に調査した知的財産権に関する事業を取扱う下記の事務所リストが参考になろう。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_office_list_201607.pdf

模倣品の調査は調査員を有する法律事務所もあるが、広大なインドの各地の状況を調査するには法律事務所も調査会社を利用しているようである。インドの調査会社には、模倣品の調査専門会社や商標保護を目的として設立された組織もある。これらの調査会社は、ニューデリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイなどの主要都市のみならず、ハイデラバード、アーメダバード、バンガロールなどインド全域に所在している。下記は、模倣品調査及びレイドの支援を行っている大手調査会社の一例である。

EIPR (India) Pvt Ltd.

住所: 3rd Flr, Cambata building,

above EROS theatre,

Jamshetji Tata Road, Churchgate,

Mumbai 400020, India

電話: +91-22-6154-7200~30

FAX: +91-22-2202-4239

WEB: <http://www.antipiracy-india.com/>

EMAIL: zk@antipiracy-india.com

その他の調査会社は下記のサイトでも確認することができる。

<http://dir.indiamart.com/impctat/ipr-investigation-services.html>

ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではない。連絡を取る前に経験のある法律事務所や日系企業に技能や料金などを確認し、事前に評価する。

5.5 権利行使の可否判断

知的財産権者は、侵害行為に対する侵害差止や損害賠償、或いは刑事処罰を求めるために、侵害を判断するための情報を迅速に入手し、具体的かつ十分な侵害関連証拠や資料、侵害者情報から事態を良く判断するとともに、どの知的財産権を活用するか、どの権利行使手段を選択するかを決定し、適切な行動を速やかに決定しなければならない。しかし、インドの侵害状況は、模倣品を摘発するレベルの事件が多く、事業に重大な影響のある事件は多くはない。このため、費用対効果の面からの判断も重要である。

下記の項目は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントである。下記の項目を満足できない場合は、権利項の準備ができていないと考え、更に準備を進めるべきである。

1. 入手した侵害品サンプルや関連の資料、侵害者とその居所などの基本情報を確認する。併せて、権利行使や提訴をする場所を確認する。
2. インドにおける具体的な知的財産権、例えば、特許権、意匠権や商標権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。商標権の場合、過去5年間の使用実態があり、権利行使に支障がないことを確認する。
3. 利用できる知的財産権について、その権利範囲を確認し、侵害品や侵害行為がその知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較検討する。
4. 具体的な権利がなく、非登録商標や有名商品のデザインによるコモンロー上のパッシングオフやトレードドレスを主張する場合、対象の商標や商品などの使用証拠、一定の著名性を示す証拠を収集する。
5. 必要に応じて、インドの法律事務所から対象となる自社の知的財産権、或いはコモンロー上の権利の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手する。
6. どのような救済を求めるのか、つまり、レイドと刑事告訴、税関差止、或いは民事訴訟により侵害差止や損害賠償までを求めるのかどうかを検討する。
7. 現地の弁護士事務所や調査会社の選定を行う。
8. 現地の法律事務所の弁護士費用、翻訳や調査、旅費交通費などの費用を含め、権利行使にかかる費用を、予測される権利行使ルートごとに見積り、比較する。
9. インドでの知的財産権の権利証書、インドの法律事務所への委任状、その他必要な関係書類を準備する。例えば、登録証、委任状、法人登記簿など全ての必要書

類を正しく準備する。名義や住所の変更も事前に行う。

委任状には、日本での公証と駐日インド領事認証を受けたものを提出しなければならない。

10. 最終的に権利行使に使用する侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、被告となる侵害者の登記情報など固有情報を確認する。証拠には必要に応じ公証を行う。

5.6 警告書

被疑侵害者と穏便かつ知的財産権を尊重するよう求めて解決を図るために警告書 (Cease and Desist Notice) はしばしば用いられる。しかし、インドでは、警告書を送付することが相手に今後の対策を事前に知らせることになる。一般的に小規模の被疑侵害者は警告書を無視することも多く、半数は応答がないと考えられている。警告状が利用できる場面は、被疑侵害者が相応の規模の企業であり、その侵害規模や影響が比較的大きく、侵害行為を継続するような場合に有効である。

例えば、商標権や著作権の場合、相手が販売方法を変更したり、店舗から逃亡したりすることに繋がるため、警告状を送付せずに直接レイドを実施する。特許権や意匠権の場合は、警告を受けた侵害者から非侵害対策や無効対策が行われることも想定しなければならない。従って、警告状は、現地の法律事務所と相談しながら送付することが望ましい。

また、インドの知的財産関連法には、被疑侵害者が侵害に対する法的措置や手続などが根拠のない警告 (Groundless Threat) が正当ではないと主張できる規定があり、また、警告者不適格の宣言 (Declaration not entitled to issue legal notice) や違法な脅迫に対する手続き停止命令 (Caveat) を裁判所に請求できる規定が民事訴訟法にある。従って、例えば、特許出願が公開されただけで警告をする場合、根拠のない侵害への警告と取られる可能性がある。こうした抗弁は頻繁にあるわけではないが、権利侵害の根拠があいまいな状況で警告書を利用することは勧められない。

警告状は、その送付後の法的措置を印象付けるためにも弁護士名で作成し、被疑侵害者、被疑侵害状況、権利者情報と対象の知的財産権、要求、及び回答期限を記載する。また、必要に応じて、回答や対応がない場合の法的措置などについても記載して、通知する。

警告状の送付方法は、通常は書留、或いは宅配便のような相手先の受領を確認できる方法で送付する。通常、国内の送達に 1 週間以上かかる場合もあるため、3~4 週間を回答期限と設定する。

警告状を送付したことにより、侵害者と和解交渉が成功する場合は、和解契約書

や念書を用意し、恒久的侵害行為の中止、侵害品の引渡、仕入先や販売先などの開示、損害賠償などの和解条件や違約条件を明確に定める。これらは、現地の法律事務所と相談の上、作成する。

5.7 予想される抗弁(特許権、商標権)

インドで警告や告訴を受けた侵害者の予想される特許権と商標権の侵害に関する抗弁や対抗策及びそれらに対する対抗策を次のようにまとめることができる。なお、第3章の侵害の定義に記載の侵害対象外規定及び注意事項も参照のこと。

特許権	商標権	対応策
非侵害、正当な根拠なしの主張		侵害証拠の確定
並行輸入や先使用の主張		事前に流通や販売実態調査
無効審判	無効審判	事前に有効性鑑定
—	5年不使用取消	インドでの使用状況確認
特許侵害提訴	商標権等侵害提訴	相手の特許や権利を事前に調査

また、インドでは侵害者が知的財産権の存在を知らないことを理由に、無実の罪を主張することにも注意を払うべきである。こうした抗弁への対策として、パッケージやパンフレット、製品説明に潜在的な侵害者に告知をするためにも、商標権、著作権、また特許権や意匠権の登録表示を記載することが勧められる。

なお、インドでは、被疑侵害者からその保有する権利やその他の理由で逆提訴を受けることも予想されるが、当該企業の事業規模や保有する権利、その他の事情によるため、現在のところこうした反論や提訴は稀と考えられる。

5.8 侵害に対する救済手段

知的財産権者は通常、法的措置として、税関対策やレイドによる刑事告訴または民事訴訟による救済を受けることができる。下記のようにその目的やメリット・デメリットをまとめることができる。

自発措置	行政措置	司法措置	
警告状	税関差止	民事訴訟	刑事告訴
(対象権利)			
全知的財産権 パッシングオフなど	商標権、著作権、 特許権、意匠権、 地理的表示など	全知的財産権 パッシングオフなど	商標権、著作権 地理的表示
(処理主体)			

知的財産権利者	税関	民事裁判所	警察、刑事裁判所
(目的・結果)			
和解 ・侵害差止 ・損害賠償 使用許諾契約	輸入差止 侵害品廃棄	侵害差止 損害賠償 不当利得返還 侵害物品処分 情報開示	侵害差止 刑事処罰 侵害品押収
(期間・コスト)			
2-12 か月	2-3 か月	暫定救済 3-18 か月 訴訟 3-5 年	示談 3-12 か月 訴訟 7-8 年
低コスト	中コスト	高コスト	中コスト
(メリット・デメリット)			
短期決着 自由度	短期決着 経済的打撃	法的効果 恒久的差止 経済的打撃	法的効果 経済的打撃 刑事罰
拘束力なし 証拠隠滅	税関登録 職権捜査 迅速対応	立証義務 低い損害賠償 長期化	立証義務 商標局判定で遅延 軽い刑事罰

模倣品の販売に関与する比較的規模の小さい小売販売者のほか梱包業者、運送会社はインド各地に分布して数多くいるため、モグラたたきになる惧が高いため、そうした小規模の侵害関係者には、弁護士が直接訪問して、警告状を提示し、模倣品を購入し、販売したことに同意させ、法的措置を免れる承諾書(Counterfeit purchase undertakings)に署名を求め、侵害をやめさせることも効果がある。

一方、相応の規模があり、経営もしっかりしている侵害者の場合、その侵害者の実態を十分調査し評価することで、警告状が適切かどうか検討するべきである。相手に好戦的な事情がある場合は、警告を行わず、仮差止や刑事訴訟をにらんだレイドを求めることが効果的であろう。また、一定規模の売上があるショッピングモールや通販サイトの販売業者や比較的大規模で、影響力のある供給元である製造業者や流通業者には、レイドと仮差止が効果的である。

模倣品の流通業者は、中国などから侵害品を輸入・販売したり、インド国内に輸入した後、再パッケージや加工後、販売したりすることが見られる。こうした場合は、税関での水際差止やレイドと仮差止、或いは刑事告訴が効果的と考えられる。税関での摘発数が少ない現状では、侵害品の流通チャネルを調査し、民事訴訟で仮差止や身元不明

者捜査(ジョン・ドウ)命令による関係者の追加捜査が効果を上げる。

民事訴訟は、審理時間と訴訟費用がかかり、迅速な効果や費用対効果の面から選択しづらく、損害賠償が認められるにはかなりの年数がかかるため、自社の事業に多大な影響がある場合に選択すべきである。民事訴訟で勝訴した場合は、市場での影響力も大きく、長期的に効果を上げることが期待できる。

刑事告訴は概ね商標権や著作権の侵害になるが、商標権侵害については、商標局の判定が必要なためにタイムリーなレイドにつながらないため積極的には利用されていない状況がある。また、レイドができたとしても、侵害者に恒久的差止命令が出されないため再犯を抑えられず、侵害者の逮捕期間も短く、容易に釈放されてしまう状況がある。また、刑事訴訟において、侵害認定がされない場合も多いため、現地の法律事務所と侵害地の地域的な問題、著作権登録の活用を含めて、迅速・確実な侵害認定などについて、十分検討すべきである。

インドの税関における税関登録や検挙率はあまり高くなく、検査手段や検査方法などが不十分なため貨物の開梱率も低いことが指摘されている。そうした開梱率の低さ、また個人貨物や手荷物は検査されないことを模倣品業者も狙っている可能性がある。税関は権利者に協力的であるため、税関差止の効果を上げるために、税関登録を行い、税関に対する働きかけを増やし友好関係を維持し、定期的な訪問、真贋鑑定方法の提供、正規品と並行輸入品、最近の侵害品の傾向などの情報を更に提供することで、被疑侵害貨物の開梱率を上げる努力をしなければならないと考えられる。

現在のインドでの侵害対策は、模倣行為の差止や模倣品の販売中止を求めることが主であり、損害賠償を求めるには長期間の審理となり、費用対効果や難度の面から選択し難しいと言える。損害賠償を求める場合は、侵害の規模や市場の損失をなどによる被害が巨額となる場合、或いはその社会的影響が大きい場合に限られると考える。

6. 留意事項

- インドでは、最近の経済発展に伴い、各地に大小のショッピングモールが建設されており、高級ブランド品を扱っているようなモールでも必ず侵害品が販売されているが、知的財産権に対する一般大衆の認識のレベルが十分進んでいないために、中小の販売店は自らの販売行為を犯罪と認識していない場合や明らかに犯罪と認識している場合の両方がある。

- 侵害者は侵害品の処分や刑事処罰を受けても、すぐに再犯に手を染めることが多く、レイド後の定期的な市場監視は不可欠である。また、侵害を放置しておく、その権利者は権利行使してこないと判断し、侵害行為を継続することが多いため、定期的継続的な権利行使を実施するべきである。
- インドの警察の業務範囲は広く、また人手不足の状況が続いている。従って、地域によっては、知的財産権侵害事件を優先業務としない、また警察へ告発しレイドを申請するためには、侵害に関係する一連の侵害者、流通や販売チャネル、侵害状況など知的財産権者側の十分な事前調査が不可欠である。
- パッシングオフや外国の著名商標を主張した商標権侵害の民事訴訟では認められる事例が増えているが、侵害者による対象商標の広告や事業での使用、或いは商号としての使用を証拠で立証することに加え、当該商標が業界で獲得した一定の著名性とその使用による希釈化(Dilution)の惧を立証しなければならない。単に商標を登録しても、その使用が不十分な場合はその主張にリスクがあることに注意する。
- 並行輸入品や販売後の横流し品に対しては、非侵害や消尽を理由に権利行使ができない。また、中国から輸入された模倣品には商標が付けられていない場合も多く、税関取締りができない。従って、中国などの輸出国でも侵害防止対策を講じるべきである。
- 模倣や侵害を防止する技術やパッケージの工夫をすることを、現地の政府組織や弁護士から指摘を受けることが多い。日本企業の場合、こうした取り組みによる侵害対策も求められている。
- インドは広大な国土のために正規品の販売チャネルだけでなく、流通チャネルも十分整備されていないので、正規品が身近で販売されていない場合が多い。そのため侵害品と知りながら代替品として使用することがある。特に、部品などの正規販売店は販売拡大のために、侵害品と知りながら隠れて販売していることが散見される。従って、販売代理店や現地法人の管理監督や友好関係の構築にも目を向けて対策をする。
- インドでは知的財産権に対する認識のレベルが一般大衆だけでなく、レイドを担当する警察官でも十分でないため、効果的な取締りや摘発ができないことがある。特に地方では担当官が上司指示待ちで動かないこともある。さらに、各地域の公

的機関で対象の法規が同じでも、書式や運用に違いがあるため、書式の記載方式が不十分と再作成、再提出を何度も求められ、タイムリーなレイドができないことがある。

- 知的財産権関連法規以外に、医薬品・化粧品法¹¹は輸入、製造及び販売の禁止、食品安全・標準法¹²は不正取引の広告の禁止、輸入食品の禁止、製造から販売までの関係者の責任義務などを規定しているように、特定の業界ごとの法律法規を利用して、模倣や侵害行為の防止ができる。その他、環境保護法や汚染に対する管理保護法など利用可能な法律や規制を現地の法律事務所と検討する。

7. その他の関連団体

7. 1 ジェトロ・ニューデリー事務所

JETRO New Delhi Office

住所: 4th Floor, Eros Corporate Tower,
Nehru Place,
New Delhi 110019, India

電話: +91-11-4168-3006

FAX: +91-11-4168-3003

WEB: http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/

他にチェンナイ事務所 ベンガルール事務所 ムンバイ事務所がある

7. 2 インド商工会議所連盟

Federation of Indian Chamber of Commerce & Industry (FICCI)

住所: Federation House
Tansen Marg
New Delhi 110001 India

電話: +91-11-2373-8760

FAX: +91-11-2332-0714

EMAIL: ficci@ficci.com

Web: <http://www.ficcicascade.com/>

¹¹ The Drugs and Cosmetics Act, 1940; 中央医薬品標準管理局 www.cdsc.nic.in

¹² The Food Safety and Standards Act, 2006; インド食品安全標準委員会 www.fssai.gov.in

7. 2. 1 インド商工会議所連盟 経済破壊模倣活動対策委員会

Federation of Indian Chamber of Commerce & Industry
Committee Against Smuggling and Counterfeiting Activities Destroying the
Economy (FICCI-CASCADE)

FAX: +91-11-2376-5477

Web: <http://www.ficcicascade.com/>

7. 3 インド産業連盟

Confederation of Indian Industry (CII)

住所: The Mantosh Sondhi Centre
23, Institutional Area, Lodi Road,
New Delhi 110 003 INDIA

電話: +91-11-4577-1000/2462-9994～7

FAX: +91-11-2462-6149

WEB: <http://www.cii.in>

EMAIL: info@cii.in